



情報通信審議会  
会長 庄山 悦彦 殿

諮問 第 1170 号  
平成19年 4 月19日

総務大臣 菅 義偉



諮 問 書

平成20年度以降の接続料算定の在り方について、下記のとおり諮問する。

記

平成16年10月19日付け貴審議会答申において、東日本電信電話会社及び西日本電信電話会社（以下「NTT東西」という。）の電話網等に係る接続料の算定に用いる現行の長期増分費用モデル（第3次モデル）の適用期間は平成19年度までとされている。

また、現行の接続料算定においては、NTS（Non Traffic Sensitive）コストを5年間で段階的に接続料原価から除き、これを基本料の費用に付け替えることとしているが、上記答申において「新モデル適用期間終了後、新たに接続料の算定方法が検討される場合には、必要に応じてNTSコストの扱いについて改めて検討を行うことが適当」とされたところである。

これらを踏まえ、総務省は「新競争促進プログラム2010」（平成18年9月19日公表）において、NTT東西の電話網等に係る今後の接続料算定の在り方について、貴審議会の審議を経て本年中に結論を得ることとし、平成20年度以降の接続料算定に用いる長期増分費用モデルについて「長期増分費用モデル研究会」において検討を行い、本年4月10日、市場環境変化等を踏まえた所要の見直し（第4次モデル）を提言する報告書が取りまとめられたところである。

以上を受け、新モデルの評価、NTSコストの扱い、新モデルの適用期間等の平成20年度以降の接続料算定の在り方について、貴審議会に諮問するものである。